一　地域再生計画の作成主体の名称　銚子市
二　地域再生計画の名称　豊富な地域資源を健康資源に！～「調子がよくなるまち銚子」の実現による雇用創造プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村
二　地域再生計画の名称　おとなが楽しむ手軽な田舎　奥三河高原　～観光ネットワーク産業構築による雇用創造～
三　地域再生計画の区域の範囲　新城市並びに愛知県北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　阪南市
二　地域再生計画の名称　おもいやりあふれる阪南　健幸都市推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　阪南市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置（四の六）

○内閣府告示第二百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　養父市
二　地域再生計画の名称　「ジャパン農活・就活大作戦」～農業・高原・歴史文化の融合による地域雇用創造プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　養父市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県
二　地域再生計画の名称　福島県企業立地活性化促進戦略　～企業立地促進による活力ある県づくり～
三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第二百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県
二　地域再生計画の名称　地域再生計画「石川県産業成長戦略」
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第二百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　堺市
二　地域再生計画の名称　「自由都市・堺」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　堺市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）及び地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成（四の六）

○内閣府告示第二百九十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　千年の草原の継承と創造的活用総合特区
二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村及び上益城郡山都町
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市
二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　長野県及び飯田市並びに長野県下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市及び海津市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町、静岡県及び浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町並びに海部郡蟹江町及び飛島村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理